

## 平均水面、最高水面及び最低水面一覧表

この表は、水路業務法施行令（平成 13 年政令第 433 号）第 1 条及び平成 14 年海上保安庁告示 103 号に基づき、閲覧に供するものである。

### 【解説】

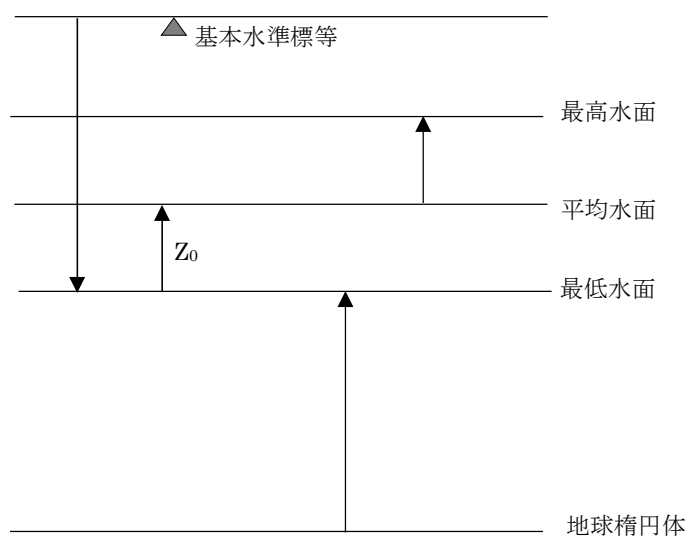
1. 平均水面は、現地の長期間にわたる潮汐観測資料を平均して決定している。観測期間が短い場合には、季節的な変動を補正して決定する。
2. 最低水面は、潮汐観測資料から調和分解によって潮汐調和定数を求め、このうち主要四分潮（ $M_2$ ,  $S_2$ ,  $K_1$ ,  $O_1$ ）の振幅の和だけ平均水面から下げて決定している。最低水面から平均水面までの高さを  $Z_0$  という。
3. 最高水面は、平均水面から主要四分潮の振幅の和だけ上げて決定している。
4. 本表では、上記各水面の高さを表示するため、最低水面の基本水準標等下の高さ、及び最低水面の平均水面下の高さ、最低水面の楕円体高\*、最高水面の平均水面上の高さを表示している。  
\* 楕円体高： 水路業務法施行令第二条に規定する地球楕円体からの高さ。
5. **HBM** とは、海上保安庁が設置した水路測量標又はこれに準じる標のうち、最低水面の高さを示す標（基本水準標）である。
6. 本表の最低水面の高さは、基本水準標下の高さが主であり、楕円体高は基本水準標下の高さの記述が無い場合のみ使用できる補助的な値である。本表の最低水面の楕円体高を、衛星三次元測位による改正に直接使用することはできない。詳しい利用方法は「最低水面の楕円体高の利用指針」を参照すること。
7. 区分図によって  $Z_0$  が定められている海域については、付図として、これらの区分図を掲載した。
8. 「水路測量基準面 2025」が公開されている海域であっても、本表に地名又は港名があるものは、本表の値を使用すること。その地名又は港名について「水路測量基準面 2025」

が採用された際には、本表にもその旨明記する。

9. 参考のため港則法に基づく特定港については港名を太字で記載した。

10. 本表の位置は世界測地系に基づいている。

#### 11. 潮位関係図



12. 現地の長期間にわたる潮汐観測資料を得ることが困難な場合は、季節変動が同等と見なせる常設験潮所を基準として、次式により算出している。

$$A'_0 = A'_1 + (A_0 - A_1)$$

$A'_0$  : 測量地の(長期)平均水面の高さ

$A'_1$  : 測量地における臨時潮汐観測の短期平均水面の高さ

$A_0$  : 基準とする験潮所の(長期)平均水面の高さ

$A_1$  :  $A'_1$ と同一期間における基準とする験潮所の短期平均水面の高さ